

⑪中学生普及委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑪項の中学生普及委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、卓球競技の一層の発展を願い、指導者の観点から適切な本会機関に対して意見や施策を具申し、全国各地域の指導者に対し情報提供活動を行う。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 地域指導者に対する情報提供
- 2) 競技者育成委員会への諮問と連携
- 3) 指導者養成委員会への諮問と連携
- 4) 関係機関への諮問と連携

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員の選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会は必要に応じて、委員長が招集し開催される。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。
- 3 講習会講師への謝礼などは別途定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。